

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2022 年 8 月 12 日

株式会社インターネットレボリューション

株式会社インターネットイニシアティブ

2022 年 8 月 12 日

吸収分割に係る事前開示書面

吸収分割会社： 東京都中央区銀座一丁目 11 番 1 号
株式会社インターネットレボリューション
代表取締役 正延 光弘

吸収分割承継会社： 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役 勝 栄二郎

株式会社インターネットレボリューション（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社インターネットイニシアティブ（以下「承継会社」といいます。）は、2022 年 8 月 8 日付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2022 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の法人向けインターネットプロバイダ事業及びクラウド再販事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項、第 794 条第 1 項）

2022 年 8 月 8 日付吸収分割契約書の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号、第 192 条第 1 号）

本吸収分割に際し、承継会社は分割会社に対して、金 249,000,000 円を交付します。
承継会社が本吸収分割の対価として交付する金銭の額については、承継対象となる資産及び負債の評価を行い、承継会社及び分割会社が慎重に交渉を重ねた結果、最終的に上記の額で合意に至ったものであり、その内容は相当であると判断しています。

3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号、第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社の最終事業年度（自 2021 年 4 月 1 日至 2022 年 3 月 31 日）に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

分割会社は、2022 年 8 月 8 日付で株式会社コナミデジタルエンタテインメント（以下「KDE」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2022 年 10 月 1 日を効力発生日として、KDE は分割会社の権利義務の全部を承継して存続し、分割会社は解散すること（以下「本吸収合併」といいます。）を決定しました。なお、本吸収合併は、本吸収分割が効力を生じることを条件としています。

4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社の最終事業年度（自 2021 年 4 月 1 日至 2022 年 3 月 31 日）に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、第 192 条第 7 号）

2022 年 3 月 31 日現在の分割会社及び承継会社の資産、負債及び純資産の額は、下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
分割会社	2,898 百万円	238 百万円	2,660 百万円
承継会社(単体)	172,937 百万円	85,013 百万円	87,924 百万円

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の資産及び負債の状況に鑑みて、本吸収分割後の分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておらず、本吸収合併により分割会社の資産、負債及び権利義務の一切を承継する KDE において、本件吸収分割の効力発生日以後、分割会社が負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は予想されていません。

よって、本吸収分割後における分割会社の債務について、履行の見込みがあると判断しています。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の資産及び負債の状況に鑑みて、本吸収分割後の承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本吸収分割後における承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断しています。

以上



吸収分割契約書

株式会社インターネットイニシアティブ（以下「甲」という。）及び株式会社インターネットレボリューション（以下「乙」という。）は、乙が第 1 条に定める事業に関して有する権利義務を甲に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2022 年 8 月 8 日（以下「本契約締結日」という。）付けで、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

本契約の定めるところに従い、乙は、吸収分割の方法により、乙の法人向けインターネットプロバイダ事業（甲が提供する「ISP プラットフォームサービス」並びに「SACM サービス」の法人向け再販事業を指す。）及びクラウド再販事業（Google Cloud Japan G.K.の提供するクラウドサービス「Google Cloud Platform」の再販パートナー事業を指す。）（以下「本件事業」という。）に関して有する別紙 1「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

(1) 甲

商号：株式会社インターネットイニシアティブ

住所：東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号

(2) 乙

商号：株式会社インターネットレボリューション

住所：東京都中央区銀座一丁目 11 番 1 号

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. 甲は、本吸収分割により、乙から承継対象権利義務を本効力発生日（第 6 条において定義する。）において承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本吸収分割に際して、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価（以下「本分割対価」という。）として、金 249,000,000 円を乙に対し支払う。
2. 甲は、前項の定めに基づき、本効力発生日後遅滞なく、乙に対し、乙が指定する下記の銀行口座に対して振込送金する方法により、乙に本分割対価を支払うものとする。なお、下記の銀行口座に着金した時点で、本分割対価の支払義務の履行が完了したものとみなす。但し、振込手数料は甲の負担とする。

銀行名	三井住友銀行
本／支店名	本店営業部
口座種別	当座
口座番号	8006780
口座名義	カ) コナミデジタルエンタテインメント

第5条（甲の資本金等の額）

本吸収分割により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（事業の運営等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第8条（解除）

甲及び乙は、相手方が本契約に基づく重大な義務違反をし、本契約の目的の達成が困難となった場合には、本効力発生日より前に限り、相手方に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、法令等に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、(ii)第8条の規定により本契約が解除された場合、(iii)前条に基づき本吸収分割が中止された場合には、その効力を失う。

第11条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されるものとする。

2. 甲及び乙は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 12 条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記を証するため、甲及び乙が記名押印の上、本契約書の原本を2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

2022年8月8日

甲 : 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役社長 勝 栄二郎



乙 : 東京都中央区銀座一丁目11番1号
株式会社インターネットレボリューション
代表取締役社長 正延 光弘



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、甲が乙から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。

記

1. 資産

該当なし

2. 債務

該当なし

3. 契約（雇用契約を除く。）

本件事業に関する契約（本効力発生日の前日までに契約内容が変更される場合には、変更後のものを指す。）のうち、サービス提供契約、サービス提供のためのパートナー契約、業務委託契約、販売代理店契約その他これらに関連する契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、本効力発生日の前日までに契約上の義務に基づいて乙が行った行為により発生した権利義務を除く。）。なお、対象の契約に係る契約書原本の乙から甲への交付方法については、別途甲乙間で合意する方法に従う。

4. 雇用契約

該当なし

以上



第 17 期

〔 自 2021年4月 1 日
至 2022年3月31日 〕

事	業	報	告
貸	借	対	照
損	益	計	算
株	主	資	本
事	業	報	告
附	属	明	細

等変動計算書
及び計算書類の
明細書

株式会社インターネットレボリューション

事業報告

〔 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におきましては、ウクライナ情勢の緊迫化や新型コロナウイルス感染症の変異株の感染拡大などにより先行き不透明な状況が続いております。一方で、ワクチン接種が進み社会経済活動が段階的に再開するなど持ち直しの動きも見え始めています。

エンタテインメント市場におきましては、モバイル端末や家庭用ゲーム機器などの各種デバイスの高性能化、次世代通信システムのサービス開始により、ゲームコンテンツの今後の展開が期待されております。また、時代の変化に伴い、個人消費において「豊かな経験や体験による日々の充実」への志向が高まっております。さらに、ゲームをスポーツ競技として捉えるeスポーツが認知され、ファン層を拡大するなど、コンテンツの新しい楽しみ方が広がっております。

このような事業環境のもと、当社は、インターネットのハードウェア・ソフトウェアに関する技術業務受託事業、インターネット接続サービス事業等を行ってまいりました。

以上の結果、インターネット接続サービス事業が堅調に推移し、当事業年度の売上高は1,106,431千円、経常利益は40,804千円となり、当期純利益は24,548千円となりました。

【部門別概況】

・技術業務受託事業

インターネットのハードウェア・ソフトウェアに関する技術業務受託を行い、売上高は506,245千円となりました。

・インターネット接続サービス事業

株式会社コナミアミューズメントと提携したアミューズメント店舗向けインターネット接続サービス、グループ会社及び外部向けの GCP 再販、有線回線の敷設が難しいアミューズメント店舗向けの MVNO サービス及び個人向け格安サービス「500円インターネット」等を提供しました。

以上の結果、インターネット接続サービス事業の売上高は600,186千円となりました。

(2)設備投資及び資金調達等の状況

当事業年度における重要な設備投資はございません。

資金調達につきましては、手元現預金と営業活動からのキャッシュフローにより、資金需要に対応しております。

(3)財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第14期	第15期	第16期	第17期 (当事業年度)
	[2019年3月期]	[2020年3月期]	[2021年3月期]	[2022年3月期]
売 上 高 (千円)	723,445	797,548	860,783	1,106,431
経 常 利 益 (千円)	98,616	83,353	53,181	40,804
当期純利益又は当期純 損失(△) (千円)	68,893	△24,306	33,972	24,548
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	2,755.73	△972.28	1,358.88	981.94
総 資 産 (千円)	2,737,197	2,811,177	2,803,974	2,898,545
純 資 産 (千円)	2,626,213	2,601,906	2,635,878	2,660,426

(4)対処すべき課題

変化の激しいインターネット業界において、継続的に成長可能な事業基盤を構築することが当社の対処すべき課題です。

(5)主要な事業内容(2022年3月31日現在)

当社は、技術業務受託事業及びインターネット接続サービス事業を行っております。

(6)主要な事業所(2022年3月31日現在)

本社 東京都中央区

(7)従業員の状況(2022年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
50 名	1

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(8)重要な親会社の状況(2022年3月31日現在)

当社の親会社は株式会社コナミデジタルエンタテインメントであり、同社は当社の総議決権数の100%を保有しております。

また、株式会社コナミデジタルエンタテインメントの親会社は、コナミホールディングス株式会社であります。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況(2022年3月31日現在)

①発行可能株式総数		100,000株
②発行済株式の総数		25,000株
③株主数		1名
④株主名及び持株数	株式会社コナミデジタルエンタテインメント	25,000株

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1)業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制とした事項はコナミホールディングス株式会社の決定事項に準じております。

なお、コナミホールディングス株式会社は2021年6月24日開催の第49回定時株主総会の決議をもって監査等委員会設置会社に移行しました。

(2)当該体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

グループの企業理念のほか、「コナミグループ企業行動規範」、「コナミグループ役職員活動指針」等、役職員のための重要な規範や指針を社内ネットワーク上に掲載し、グループ全ての役職員が常時、閲覧できる状態としております。

グループの役職員の法令順守を徹底し、実効性を高めることを目的にコナミホールディングス株式会社にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会を定期的に開催するとともに、「コナミグループコンプライアンス規程」を定め、eラーニングによるコンプライアンス研修を実施しております。

コナミホールディングス株式会社に経営陣から独立した社外通報窓口を含む内部通報制度を整備し、定期的に役職員に周知しております。当事業年度におきまして、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

② リスク管理に関する取組み

コナミホールディングス株式会社に設置したリスクマネジメント委員会において、グループ全体のリスク管理を行いました。また、当社の親会社である株式会社コナミデジタルエンタテインメントにもKDE リスクマネジメント委員会を設置して、あらゆるリスク案件に対して迅速な対応を図る体制を整備しております。

大規模な事故や災害等が発生したときは、コナミホールディングス株式会社の代表取締役社長の決定により緊急事態対策本部を設置することができるものとしており、前事業年度に続き新型コロナウイルス感染症への対応として「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置を行っております。

③ 当社及びグループの内部統制に関する取組み

当社及びグループにおける重要な意思決定は、職務権限に関する規程に従い、原則として電子的な決裁手続きにより行われており、迅速かつ効率的な統制を行っております。

コナミホールディングス株式会社は持株会社として、グループ各社の役員体制や重要事項等、株主総会で決議すべき事項の決定において、適切な議決権の行使を行うことで、グループ全体の調和の取れた業務運営を行っております。

コナミホールディングス株式会社の内部統制室は、グループ全体の主要な業務プロセスにおける内部統制の有効性の評価を実施するとともに、会計監査人及び監査等委員会と定期的に意見交換を行っております。

貸借対照表

〔 2022年3月31日現在 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	2,898,545	(負 債 の 部)	238,118
流 動 資 産	2,844,266	流 動 負 債	238,118
現 金 及 び 預 金	2,673,380	買 掛 金	99,947
売 掛 金	147,048	未 払 金	4,899
前 払 費 用	3,447	未 払 費 用	18,841
そ の 他	20,390	未 払 法 人 税 等	29,479
固 定 資 産	54,279	未 払 消 費 税	21,451
有 形 固 定 資 産	0	預 り 金	2,036
工 具 器 具 備 品	0	賞 与 引 当 金	61,463
無 形 固 定 資 産	3,837	(純 資 産 の 部)	2,660,426
ソ フ ト ウ ェ ア	3,837	株 主 資 本	2,660,426
投資その他の資産	50,441	資 本 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	50,441	資 本 剰 余 金	2,400,000
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,400,000
		利 益 剰 余 金	160,426
		そ の 他 利 益 剰 余 金	160,426
		繰 越 利 益 剰 余 金	160,426
合 計	2,898,545	合 計	2,898,545

損 益 計 算 書

〔 自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1, 106, 431
売 上 原 価		910, 012
売 上 総 利 益		196, 419
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		156, 682
営 業 利 益		39, 736
営 業 外 収 益		
雑 収 入	1, 068	1, 068
経 常 利 益		40, 804
税 引 前 当 期 純 利 益		40, 804
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	29, 479	
法 人 税 調 整 額	△13, 223	16, 256
当 期 純 利 益		24, 548

株主資本等変動計算書

自 2021年 4 月 1 日
至 2022年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	100, 000	2, 400, 000	2, 400, 000	135, 878	135, 878	2, 635, 878	2, 635, 878
会計方針の変更に よる累積的影響額				—	—	—	—
会計方針の変更を 反映した当期首残高	100, 000	2, 400, 000	2, 400, 000	135, 878	135, 878	2, 635, 878	2, 635, 878
当期変動額							
当期純利益				24, 548	24, 548	24, 548	24, 548
当期変動額合計	—	—	—	24, 548	24, 548	24, 548	24, 548
当期末残高	100, 000	2, 400, 000	2, 400, 000	160, 426	160, 426	2, 660, 426	2, 660, 426

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 …… 定額法を採用しております。
無形固定資産 …… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌事業年度に支給される賞与見込額のうち、当事業年度の負担となる額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社事業においては主にインターネットのハードウェア・ソフトウェアに関する技術業務受託、インターネット接続サービスの提供などを行っております。

インターネットのハードウェア・ソフトウェアに関する技術業務受託については、履行義務が充足されるサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

インターネット接続サービスは、主に月額利用料からなり、履行義務が充足されるサービスを提供した時点で、契約者から受け取る対価に基づき収益を認識しています。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

5. 記載金額について

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

当社は、当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2018 年3月 30 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年3月 30 日)を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

これによる、損益及び期首剰余金の当期首残高への影響はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普	通	株	式	25,000株
---	---	---	---	---------

事業報告及び計算書類の附属明細書

〔 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 〕

1. 事業報告の附属明細書

記載事項はありません。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	工具器具備品	3,623	—	—	3,623	3,623	20	0
	計	3,623	—	—	3,623	3,623	20	0
無形 固定 資産	ソフトウェア	26,379	—	—	26,379	22,542	3,974	3,837
	知的財産権	735	—	—	735	735	—	—
	計	27,115	—	—	27,115	23,278	3,974	3,837

3. 引当金の明細

(単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	59,608	61,463	59,608	61,463
計	59,608	61,463	59,608	61,463

(注)計上の理由及び額の算定方法については「重要な会計方針」に記載しております。

4. 販売費及び一般管理費の明細

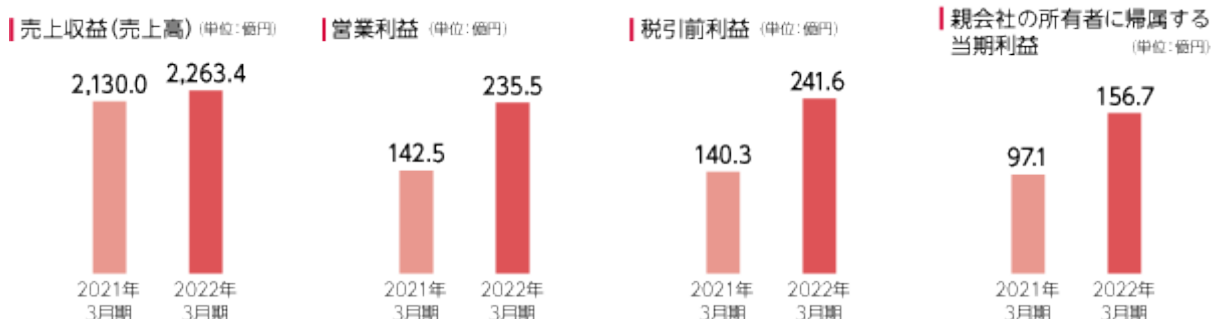
(単位:千円)

科 目				金 額	摘 要
給	与	手	当	41,438	
広	告	宣	伝	67	
業	務	委	託	39,527	
通		信	費	52	
租	税	公	課	18	
支	払	手	数	1,484	
研	究	開	発	66,044	
そ		の	他	8,050	
計				156,682	

(添付書類)

第 30 期 事 業 報 告

連結業績ハイライト



1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の景気は、緩やかな回復基調が継続しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費等の一部に弱さが見られました。先行きにつきましては、経済社会活動が正常化に向かう中、各種政策の効果や海外経済の改善にて、緩やかな回復が期待されるものの、感染症の拡大、為替や資本市場の変動及び原材料価格の上昇等による影響を注視する必要があります。

そのような景気動向の中、当社グループが主にかかわる法人ICT(*1)関連市場では、企業及び官公庁のITサービスの利用拡大を背景としたインターネットトラフィック(*2)の継続増加、インターネット上の脅威に対抗するセキュリティ関連サービスの重要性の高まり、クラウドコンピューティング(*3)関連サービスの順次普及、それらサービスを総合的に利用するIoT(*4)の実用化の進展等により、今後も信頼性の高いネットワークシステムへの需要増加が継続していくものと想定しております。

このような市場環境の中、当連結会計年度におきましては、月額計上されるネットワークサービス（除くモバイル関連サービス(*5)）の売上高が前年同期比10.3%増となり、これらの粗利増加の牽引により、営業利益は前年同期比65.3%増の23,547百万円と、期初の想定及び第2四半期決算時の修正公表値を上回り大幅に伸ばいたしました。当連結会計年度は、2021年5月12日公表の3カ年中期計画の初年度にあたりますが、営業利益率は10.4%と想定を超過し、今般、中期計画における2023年度の営業利益率目標値を修正公表値の10%超（当初公表値9%超）から11.5%へ修正いたしました。ネットワークサービス分野では、IPサービスにおいて、主として既存顧客の契約広帯域化により、売上が期初から堅調に伸ばいたしました。モバイル関連サービスでは、個人向けモバイルサービスの「ギガプラン(*6)」提供開始等による調達コスト低下に応じた平均販売単価低下による減収影響があったものの、個人向け契約回線数は四半期毎の純増基調が継続いたしました。法人向けIoT関連モバイルサービスでは、継続した案件需要と既存案件の回線数増加等も

文中に(*)を付した用語については、34頁に記載の用語解説をご参照下さい。

あり、売上高及び契約回線数は各々前年同期比31.4%増及び23.7%増と伸長いたしました。アウトソーシングサービスにおきましては、セキュリティ関連サービスにて、自社開発セキュリティサービス群の機能強化とラインナップ拡充及び「IIJ C-SOCサービス(*7)」の案件積み上げ等により、売上高の高増収が継続いたしました。WANサービスにおきましては、売上高は堅調に推移いたしました。システムインテグレーションでは、ネットワーク構築案件が活況で、システム構築の売上高及び受注額は各々前年同期比11.4%増及び18.6%増と順調に伸長いたしました。システム運用保守売上高は、継続したシステム運用保守案件の積み上げに加え、マルチクラウド(*8)需要の高まり等によるクラウドコンピューティング関連サービス売上高の増加もあり、前年同期比16.4%増となりました。また、企業の社内システムのフルクラウド化需要に対応すべく、新サービス「IIJ GIOインフラストラクチャーP2 Gen.2(*9)」を開発し提供を開始いたしました。設備面では、法人向けネットワークサービスの需要増加に応じた自社設備収容スペースの拡張とコロケーション需要に対応すべく、白井データセンターキャンパス(*10)の2期棟の建設を決定いたしました。国際事業では、ASEANビジネスの中核となるシンガポールの現地有力システムインテグレーターであるPTC SYSTEM (S) PTE LTD (以下、「PTC」という。)を買収にて完全子会社化し事業遂行いたしました。新規事業分野におきまして、持分法適用関連会社(株)ディーカレットホールディングス(*11)にて、デジタル通貨フォーラム(*12)でのホワイトペーパー(*13)の公表や有力企業群との実証実験を推進し、立ち上がりつつあるデジタル通貨事業(*14)の更なる推進に向け、暗号資産事業の譲渡(*15)と体制強化を図りました。今後の事業成長に必要な人員強化につきましては、継続した新卒採用及び育成を軸としており、当期の新卒採用178名に中途採用及びシンガポールでの買収による追加もあり、連結従業員数は前年同期末比342名増の4,147名となりました。

当連結会計年度の業績につきまして、総売上高は、前年同期比6.3%増の226,335百万円(前年同期213,002百万円)となりました。売上原価は前年同期比1.2%増の174,707百万円(前年同期 172,720百万円)となり、売上総利益は前年同期比28.2%増の51,628百万円(前年同期 40,282百万円)となりました。内訳といたしまして、ネットワークサービスの売上高は前年同期比1.1%増の128,213百万円(前年同期 126,827百万円)(うち、モバイル関連サービスを除くネットワークサービスの売上高は前年同期比10.3%増の87,496百万円、モバイル関連サービスの売上高は前年同期比14.3%減の40,717百万円)、売上総利益は、法人向けネットワークサービスの想定以上の積み上げ、モバイル関連サービスに係る期初からの音声仕入れ単価の低下及び接続料(*16)の2020年度実績に基づく単価確定による原価戻り等があり、前年同期比31.1%増の35,618百万円(前年同期 27,171百万円)となりました。システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は前年同期比14.5%増の95,338百万円(前年同期 83,284百万円)、売上総利益は前年同期比23.6%増の14,942百万円(前年同期 12,087百万円)となりました。そのうち、4月に子会社化したPTCの売上高は6,889百万円、売上総利益は765百万円でありました。ATM運営事業の売上高は、前年同期比3.7%減の2,784百万円(前年同期 2,891百万円)、売上総利益は前年同期比4.2%増の1,068百万円(前年同期 1,024百万円)となりました。販売管理費等(販売費及び一般管理費、その他の収益及びその他の費用の合計)は前年同期比7.9%増の28,081百万円(前年同期 26,034百万円)となり、当連結会計年度における営業利益は前年同期比65.3%増の23,547百万円(前年同期 14,248百万円)となりました。税引前利益は前年同期比72.2%増の24,162百万円(前年同期 14,035百万円)となりました。(株)ディーカレットホールディングスの暗号資産事業譲渡に係る持分法損失の増加及びのれん相当額の減損がありましたが、ファンドに係る金融資産評価益等の増加が吸収しました。親会社の所有者に帰属する当期利益は前年同期比61.4%増の15,672百万円(前年同期 9,712百万円)となりました。

文中に(*)を付した用語については、34～35頁に記載の用語解説をご参照下さい。

ネットワークサービス

ネットワークサービス売上高は、前年同期比1.1%増の128,213百万円(前年同期 126,827百万円)となりました。

このうち、法人向けインターネット接続サービスの売上高は、IPサービス(*17)及び法人IoT等用途向け法人モバイルサービス等が増加したものの、調達コスト低下に応じたIIJモバイルMVNOプラットフォームサービス(*18)の減収影響があり、前年同期比6.0%減の37,911百万円(前年同期 40,347百万円)となりました。個人向けインターネット接続サービスの売上高は、個人向けモバイルサービスにおいて新サービスである「ギガプラン」による平均販売単価低下の影響等があり、前年同期比9.1%減の23,376百万円(前年同期 25,722百万円)となりました。アウトソーシングサービスの売上高は、セキュリティ関連サービス売上高の増加等があり、前年同期比13.5%増の40,523百万円(前年同期 35,710百万円)となりました。WANサービスの売上高は、前年同期比5.4%増の26,403百万円(前年同期 25,048百万円)となりました。

ネットワークサービスの売上原価は、前年同期比7.1%減の92,595百万円(前年同期 99,656百万円)となりました。インターネットバックボーンや設備及び人員に関連する原価は微増し、モバイル関連サービスに係る原価は、期初からの音声仕入れ単価の低下と第3四半期における(株)NTTドコモによる接続料の2020年度実績に基づく単価確定による原価戻りがありました。ネットワークサービスの売上総利益は、前年同期比31.1%増の35,618百万円(前年同期 27,171百万円)となり、ネットワークサービスの売上総利益率は27.8%(前年同期 21.4%)となりました。

文中に(*)を付した用語については、35頁に記載の用語解説をご参照下さい。

システムインテグレーション

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は、前年同期比14.5%増の95,338百万円(前年同期83,284百万円)となりました。

システム構築及び機器販売による一時的な売上高は、前年同期比11.4%増の35,376百万円(前年同期31,767百万円)となりました。このうち、PTCに係る売上高は4,731百万円でありました。システム運用保守による継続的な売上高は、システム運用保守案件の継続積み上げ及びクラウド関連サービスの売上高増加等があり、前年同期比16.4%増の59,962百万円(前年同期 51,517百万円)となりました。このうち、PTCの売上高は2,159百万円でありました。

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上原価は、外注関連費用、クラウド関連サービス売上高等の増加に伴うライセンス費用及び仕入の増加等があり、前年同期比12.9%増の80,396百万円(前年同期71,197百万円)となりました。このうち、PTCに係る売上原価は6,125百万円でありました。機器販売を含むシステムインテグレーションの売上総利益は、前年同期比23.6%増の14,942百万円(前年同期 12,087百万円)となり、売上総利益率は15.7%(前年同期 14.5%)となりました。

当連結会計年度のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注は、前年同期比12.4%増の101,476百万円(前年同期 90,314百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注は前年同期比18.6%増の38,660百万円(前年同期 32,590百万円)、システム運用保守に関する受注は前年同期比8.8%増の62,816百万円(前年同期 57,724百万円)でありました。

当連結会計年度末のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注残高は、前年同期末比15.7%増の72,792百万円(前年同期末 62,894百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注残高は前年同期末比49.5%増の12,451百万円(前年同期末 8,330百万円)、システム運用保守に関する受注残高は前年同期末比10.6%増の60,340百万円(前年同期末 54,564百万円)でありました。

ATM運営事業

ATM運営事業売上高は、前年同期比3.7%減の2,784百万円(前年同期 2,891百万円)となりました。

ATM運営事業売上原価は、前年同期比8.1%減の1,716百万円(前年同期 1,867百万円)となりました。ATM運営事業の売上総利益は、前年同期比4.2%増の1,068百万円(前年同期 1,024百万円)となり、売上総利益率は38.3%(前年同期 35.4%)となりました。

事業セグメント別

セグメント別では、当連結会計年度のネットワークサービス及びシステムインテグレーション(SI)事業の売上収益は、前年同期比6.4%増の223,678百万円(前年同期 210,278百万円)となり、営業利益は前年同期比68.4%増の22,799百万円(前年同期 13,541百万円)となりました。当連結会計年度のATM運営事業の売上収益は、前年同期比3.7%減の2,784百万円(前年同期 2,891百万円)となり、営業利益は前年同期比1.0%増の834百万円(前年同期 826百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資（リース取引額を含む。）は、主にネットワークサービス関連、クラウドコンピューティング関連サービスの機器取得及び白井データセンター建設等の投資があり、16,130百万円（前年同期15,151百万円）となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年4月1日付で、シンガポールにて主としてシステムインテグレーション事業を営むPTC SYSTEM (S) PTE LTDの全株式を取得し子会社化いたしました。

(8) 経営理念、中期計画、2023年3月期連結業績見通し、サステナビリティ及び対処すべき課題

①経営理念

当社グループの経営理念（存在意義・パーパス）は、以下の通りであります。

「インターネットイニシアティブ」との社名の通り、100年に一度の技術革新であろうインターネットの世界において、その技術革新をリードし、新たな利用形態を提案する画期的なサービス、プラットフォームの提供を通じて、ネットワーク社会の発展に貢献してまいります。

- ・技術革新によりネットワークインフラストラクチャーを発展させてまいります
インターネット技術のイニシアティブを取り続け、より高速化するネットワークとコンピューティングによって新たに創出する価値を通じて、デジタル社会の未来を切り拓いてまいります。
- ・ネットワーク社会を支える仕組み（ITサービス）を提供してまいります
世の中の変化を捉え、その変化を先取りした高品質・高付加価値なITサービスを提供し続けることで、社会・個人によるネットワーク利用を支えてまいります。
- ・自己実現する職場の提供（多様な才能・価値観を有する人材が活躍できる場）
技術革新や社会貢献に積極果敢に挑戦する人材が集まり、誇りとやりがいをもって自律的に能力を発揮できる場を提供していきます。社員個々人が現状に満足せず常に先の世界を考えることで社会発展に貢献し、世間からも評価されることで成長を実感できるような会社であることを目指してまいります。

②中期計画（2022年3月期～2024年3月期）

当連結会計年度は、3カ年中期計画の初年度にあたりますが、営業利益率の実績は10.4%と想定を超過し、中期計画最終年である2023年度の営業利益率目標値について、当初公表値9%超を2021年11月に10%超に修正し、更に2022年5月に11.5%へと修正いたしました。



※将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

③2023年3月期 連結業績見通し

売上収益(売上高)

 **2,500**億円 (前期比 10.5%増)

営業利益

 **272**億円 (前期比 15.5%増)

1株当たり配当金(年間)

 **58.5**円 (前期比 10.5円増)

法人向けネットワークサービス売上高の継続伸長と粗利増加及びシステムインテグレーションの売上高増加基調の進展、持分法損益の改善等により、増収増益を見込んでおります。

当社は財務体質の強化及び中長期的な事業拡大並びに事業投資のための内部留保に配慮しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、2023年3月期の1株当たり配当見通しは、中間配当29.25円、期末配当29.25円としております。

※将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

サステナビリティへの考え方

当社は国内初の本格的なインターネット接続事業者として、創業以来、日本のインターネットインフラストラクチャーを支えてまいりました。インターネットの世界において、技術革新をリードし事業展開をしていくことで、ネットワーク社会の発展に貢献するとの経営理念を掲げております。

近年、気候変動や資源・エネルギー問題、多様性や機会均等、少子高齢化、医療過疎、データプライバシー問題等の多岐にわたる環境・社会問題が顕在化しております。長期的視点でこれらの課題は、事業を取り巻く環境や要素として、事業に大いに関連していくものであり、これらの課題へ真摯に対応していくことが、当社グループの持続的な成長や長期的な企業価値向上につながるものと考えております。

インターネットの発展と普及により、我々の行動様式は、30年前のそれと比較すると、大きく変化してきたことに気付かされます。当社グループは、これまで日本のインターネットを支え続けてきたことによって、これらの社会や生活の生産性や効率の圧倒的な向上に、間接的に貢献してきたものと自負しております。今後もこれを継続し、また、クラウドコンピューティングやIoTのような技術や新たな活用を牽引していくことによって、社会全体の効率向上に寄与してまいります。一方、これらの提供にあたり、電力の利用増加は不可欠です。当社グループは、多くの電力が消費されるデータセンターでの温室効果ガス削減に向けて、再生可能エネルギー利用及びエネルギー効率向上に関する目標を定めてまいります。

■ 当社グループの重要課題の特定

SDGsをはじめとした社会課題に対するICT産業への要請・期待の大きさと、社会課題に対する当社グループのポジティブ・ネガティブインパクトの大きさの2つの視点から、3つの重要課題とそれに紐づく8つの取り組みテーマを特定しました。

今後はこの重要課題に優先的に取り組み、進捗や成果についての情報開示を行っていきます。



技術革新によりネットワーク
インフラの進化を牽引し、
様々な社会課題の解決に貢献



取り組みテーマ

イノベーションの創出

より良いネットワーク社会を実現する技術革新を創出し続け、新たな価値と利用形態を提案。

事業を通じた社会課題の解決

労働人口、経済生産性、健康と福祉など、社会課題解決に役立つインターネットサービスを提供。

気候変動への対応

データセンターなどでの省エネと再エネ活用、人モノの移動削減・省資源などインターネットサービスによる環境貢献を推進。

TCFDの枠組みに基づく情報開示は
本年6月末に開示予定



社会インフラを支える、
安全で強靱なインターネット
サービスの提供



取り組みテーマ

セキュリティとプライバシー保護

すべての利用者のプライバシーとセキュリティが、「あたりまえ」に守られている世界を目指す。

ネットワークの強靱化

産業、教育、暮らしの基盤として、自然災害や事故、サイバー攻撃に負けない、強靱なバックボーン・ネットワークの構築と運用。



多様な才能と価値観を持つ
人材が活躍し、積極果敢に
挑戦できる場の提供



取り組みテーマ

ダイバーシティ・ワークライフバランスの推進

性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての従業員の価値観が尊重され、能力を発揮できる職場環境の提供。

人材の育成

従業員の自己実現や学習意欲、社会貢献のモチベーションを最大限尊重し、支援する風土の維持・発展。

労働安全衛生・人権尊重の推進

従業員の心と体の健康を守りながら、安心して働くことができる職場環境の提供。

重要課題と貢献するSDGs

重要課題

関連するSDGsのターゲット



技術革新により
ネットワークインフラの進化を牽引し、
様々な社会課題の解決に貢献



3.8
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
への貢献



7.2、7.3
再生可能エネルギーの普及とエネ
ルギー効率の向上



8.2、8.4、8.10
資源利用の抑制と金融へのアクセ
ス拡大を含む経済成長の両立



9.5
オープンイノベーションの拡大



13.1
気候変動による災害等に対する適
応力を強化



社会インフラを支える、
安全で強靱な
インターネットサービスの提供



9.1
持続可能で強靱な地域・越境イン
フラ開発



11.a、11.b
都市部と農村部間の連携の強化と
災害時リスク管理体制の支援



16全体
平和で包摂的な社会の推進



多様な才能と価値観を持つ人材が
活躍し、積極果敢に挑戦できる
場の提供



4.4
技術的なスキルの向上



5.b
女性のエンパワーメント促進への
ICT技術活用



8.5
雇用平等と労働環境良化の推進

⑤対処すべき課題

近年の当社グループの業績は、日本における企業や官公庁等のICT利活用の進展に沿い、増収に併せた利益の向上が進展しております。経済活動におけるICT利活用の流れは今後もますます進展していくと想定しており、経営理念の継続した充足のためにも、信頼性及び付加価値の高いネットワークやシステムとのサービスを、需要に合致する態様で創出し提供していくことが、重要であると考えております。そのためには、優秀な人材の一層の獲得と育成が非常に重要であり、事業の成長に沿いながら、人的資本の一層の拡充を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(米国会計基準)

(単位：千円)

	第27期 2019年3月期
売上高	192,332,340
営業利益	6,208,392
当社株主に帰属する当期純利益	2,715,179
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	60円24銭
総資産	166,851,638
当社株主に帰属する資本	75,404,315
1株当たり当社株主に帰属する資本	1,673円03銭

(国際財務報告基準)

(単位：千円)

	第27期 2019年3月期	第28期 2020年3月期	第29期 2021年3月期	第30期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上収益	192,430,185	204,473,515	213,001,880	226,335,377
営業利益	6,022,987	8,225,172	14,247,723	23,547,083
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,520,566	4,006,773	9,711,559	15,672,105
基本的1株当たり当期利益	78円11銭	88円88銭	107円67銭	173円56銭
総資産	167,289,196	206,524,060	220,777,269	231,805,076
親会社の所有者に帰属する持分	76,271,438	79,075,589	89,956,379	103,528,120
1株当たり親会社所有者帰属持分	1,692円27銭	1,753円97銭	997円24銭	1,146円32銭

- (注) 1. 第28期事業報告から連結計算書類を国際財務報告基準 (IFRS) に基づき作成しております。本書の連結業績値もIFRSに基づき記載しております。
2. 第27期の事業報告における連結計算書類については、米国会計基準に基づき作成しております。
3. 基本的1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は、各期の期中平均流通株式数に基づき算出しております。
4. 1株当たり当社株主に帰属する資本及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、各期末時点の流通株式数に基づき算出しております。
5. 当社は、2021年1月1日付で、1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。また、第27期及び第28期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、遡及修正は行っておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社IIJイノベーション インスティテュート	75,000千円	100.0%	インターネット関連技術開発等
株式会社IIJエンジニアリング	400,000千円	100.0%	ネットワークシステムの運用監視、カスタマーサポ ート、コールセンター等
株式会社IIJグローバル ソリューションズ	490,000千円	100.0%	ネットワークサービス及びシステムインテグレーシ ョンの提供等
株式会社IIJプロテック	10,000千円	100.0%	システム開発、運用及びサービスサポート等に係わ る人材供給及び役務提供等
株式会社トラストネットワークス	100,000千円	79.5%	銀行ATMサービスの提供等
ネットチャート株式会社	55,000千円	100.0%	ネットワーク構築、運用保守及びネットワーク関連 機器の販売等
IIJ America Inc.	2,180千USD	100.0%	米国でのネットワークサービス及びシステムインテ グレーションの提供等
IIJ Europe Limited	143千GBP	100.0%	欧州でのネットワークサービス及びシステムインテ グレーションの提供等
IIJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	6,415千SGD	(49.6%) 100.0%	シンガポールでのネットワークサービス及びシステ ムインテグレーションの提供等
PTC SYSTEM (S) PTE LTD	2,000千SGD	100.0%	シンガポールでのシステムインテグレーションの提 供等
艾杰（上海）通信技術有限公司	10,630千USD	(100.0%) 100.0%	中国でのネットワークサービス及びシステムインテ グレーションの提供等

(注) 1. 出資比率の上段（ ）内は間接所有割合（内数）を示しております。

2. 当社は、2022年4月1日付にて、完全子会社の株式会社IIJイノベーションインスティテュートを吸収合併いたしました。

当連結会計年度の連結対象子会社は17社、持分法適用関連会社は8社であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

ネットワークサービス、システムインテグレーション、ATM運営事業

(12) 企業集団の主要拠点等

会社名	事業所名	所在地
当社	本社	東京都千代田区
	支社	大阪市、名古屋市、福岡市
	支店	札幌市、仙台市、富山市、広島市、横浜市、那覇市
	営業所	新潟市、豊田市
株式会社IIJイノベーションインスティテュート	本社	東京都千代田区
株式会社IIJエンジニアリング	本社	東京都千代田区
株式会社IIJグローバルソリューションズ	本社	東京都千代田区
	事業所	大阪市、札幌市、名古屋市、福岡市
株式会社IIJプロテック	本社	東京都千代田区
株式会社トラストネットワークス	本社	東京都千代田区
ネットチャート株式会社	本社	横浜市
IIJ America Inc.	本社	米国 カリフォルニア州
IIJ Europe Limited	本社	英国 ロンドン
IIJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
PTC SYSTEM (S) PTE LTD	本社	シンガポール
艾杰（上海）通信技術有限公司	本社	中国 上海

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,147名	342名増

(注) 職員、契約社員を従業員数として示しております。受入出向社員は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額の状況

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,990,000千円
株式会社みずほ銀行	6,990,000千円
株式会社三井住友銀行	6,990,000千円
三井住友信託銀行株式会社	700,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 151, 040, 000株
- (2) 発行済株式の総数 93, 534, 800株（自己株式3, 221, 667株を含む）
- (3) 当期末株主数 8, 993名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
日本電信電話株式会社	20, 190, 000株	22. 4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8, 804, 700株	9. 7%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5, 254, 700株	5. 8%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	4, 080, 000株	4. 5%
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	3, 904, 000株	4. 3%
鈴木 幸一	3, 691, 322株	4. 1%
第一生命保険株式会社	2, 546, 000株	2. 8%
株式会社KS Holdings	1, 620, 000株	1. 8%
株式会社三菱UFJ銀行	1, 372, 000株	1. 5%
損害保険ジャパン株式会社	1, 300, 000株	1. 4%

- （注） 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 株式会社KS Holdingsは、当社代表取締役会長である鈴木幸一氏がその株式を間接的に100%保有する資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

2021年3月期の業績賞与としての譲渡制限株式の割当てによるものです。当該譲渡制限株式は、2020年6月24日開催の定時株主総会決議により導入が確定したものであります。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々13名及び4名です。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	22,687株	7名
社外取締役	一株	一名
監査役	一株	一名

[譲渡制限付株式報酬の概要]

- ・支給時期及び配分：各事業年度末月或いは終了後、各取締役の支給を決定し、割り当てる。
- ・上限：年80,000株以内（2021年1月1日付の株式分割調整後）
- ・払込金額：1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会が決定する。
- ・譲渡制限：譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から取締役会が予め定める地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式の譲渡、担保権の設定その他の処分はできない。
- ・譲渡制限の解除：譲渡制限期間中に継続して取締役会が予め定める地位にあったことを条件に、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、譲渡制限期間中又は譲渡制限期間満了時に当社が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- ・組織再編等における取扱い：上記にかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合は、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。
- ・その他の事項：譲渡制限付株式に関するその他の事項は、取締役会で決定する。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

	新株予約権の 割当日	新株予約権の 個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 〔新株予約権 1個当たり〕	行使価額 〔株式 1株当たり〕	行使期間
第1回 新株予約権	2011年 7月14日	66個	普通株式 26,400株	259,344円	1円	2011年 7月15日から 2041年 7月14日まで
第2回 新株予約権	2012年 7月13日	70個	普通株式 28,000株	318,562円	1円	2012年 7月14日から 2042年 7月13日まで
第3回 新株予約権	2013年 7月11日	60個	普通株式 24,000株	647,000円	1円	2013年 7月12日から 2043年 7月11日まで
第4回 新株予約権	2014年 7月10日	87個	普通株式 34,800株	422,600円	1円	2014年 7月11日から 2044年 7月10日まで
第5回 新株予約権	2015年 7月13日	117個	普通株式 46,800株	369,200円	1円	2015年 7月14日から 2045年 7月13日まで
第6回 新株予約権	2016年 7月11日	126個	普通株式 50,400株	360,000円	1円	2016年 7月12日から 2046年 7月11日まで
第7回 新株予約権	2017年 7月14日	137個	普通株式 54,800株	337,200円	1円	2017年 7月15日から 2047年 7月14日まで
第8回 新株予約権	2018年 7月13日	137個	普通株式 54,800株	347,600円	1円	2018年 7月14日から 2048年 7月13日まで
第9回 新株予約権	2019年 7月12日	145個	普通株式 58,000株	354,600円	1円	2019年 7月13日から 2049年 7月12日まで
第10回 新株予約権	2020年 7月10日	93個	普通株式 37,200株	643,400円	1円	2020年 7月11日から 2050年 7月10日まで
第11回 新株予約権	2021年 7月15日	70個	普通株式 28,000株	1,258,400円	1円	2021年 7月16日から 2051年 7月15日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社の取締役及び執行役員は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して10日以内に限り、新株予約権を行使できます。
2. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。また、2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から400株、第3～10回新株予約権の目的である株式数は、新株予約権1個当たり200株から400株へと調整されております。

す。

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の 種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	54個	普通株式 21,600株	取締役 3名 54個
第2回新株予約権	50個	普通株式 20,000株	取締役 4名 50個
第3回新株予約権	48個	普通株式 19,200株	取締役 5名 48個
第4回新株予約権	71個	普通株式 28,400株	取締役 5名 71個
第5回新株予約権	89個	普通株式 35,600株	取締役 6名 89個
第6回新株予約権	93個	普通株式 37,200株	取締役 6名 93個
第7回新株予約権	103個	普通株式 41,200株	取締役 6名 103個
第8回新株予約権	100個	普通株式 40,000株	取締役 6名 100個
第9回新株予約権	99個	普通株式 39,600株	取締役 6名 99個
第10回新株予約権	61個	普通株式 24,400株	取締役 7名 61個
第11回新株予約権	41個	普通株式 16,400株	取締役 8名 41個

- (注) 1. 上記新株予約権は取締役退職慰労金制度を廃止したことに伴い、職務執行の対価として発行しております。
2. 当事業年度の末日において、当社の非常勤取締役、社外取締役及び監査役が有する当社の新株予約権等はありません。
3. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。また、2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から400株、第3～10回新株予約権の目的である株式数は、新株予約権1個当たり200株から400株へと調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の 種類及び数	交付人数及び個数
第11回新株予約権	29個	普通株式 11,600株	執行役員 15名 29個

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 幸 一	Co-CEO 《重要な兼職の状況》 株式会社IIJエンジニアリング 代表取締役会長 IIJ America Inc. Chairman of the Board インターネットマルチフィード株式会社 代表取締役社長 JOCND株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	勝 栄二郎	Co-CEO COO
取締役副社長	村 林 聡	全体統括補佐、データガバナンス会議議長 《重要な兼職の状況》 株式会社ディーカレットホールディングス 代表取締役会長
専 務 取 締 役	北 村 公 一	ビジネスユニット長
専 務 取 締 役	渡 井 昭 久	CF0 財務本部長
常 務 取 締 役	川 島 忠 司	ビジネスユニット長補佐 中日本事業部長
常 務 取 締 役	島 上 純 一	CT0 テクノロジーユニット長
常 務 取 締 役	米 山 直 志	CI0 経営企画本部長
取 締 役	小 田 晋 吾	
取 締 役	塚 本 隆 史	
取 締 役	佃 和 夫	
取 締 役	岩 間 陽一郎	日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	大 平 和 宏	
常 勤 監 査 役	田 中 正 子	
監 査 役	道 下 崇	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー
監 査 役	内 山 晃 一	アイサン・アドバイザー合同会社 代表社員

(注) 1. 担当及び重要な兼職の状況については、2022年3月31日現在で記載しております。

2. 取締役及び監査役の異動は次のとおりです。

就 任 2021年6月29日付

取 締 役 村 林 聡

取 締 役 北 村 公一

取 締 役 岩 間 陽一郎

退 任 2021年6月29日付

取 締 役 菊 池 武志

取 締 役 岩 澤 利典

取 締 役 岡 村 正

取 締 役 海 野 忍

3. 取締役の小田晋吾、塚本隆史、佃和夫及び岩間陽一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 社外取締役の小田晋吾、塚本隆史、佃和夫及び岩間陽一郎、社外監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、金融商品取引所の定めに基づく、独立役員であります。

6. 監査役の内山晃一は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

7. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役及び社外監査役各氏の重要な兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

(2) 執行役員の状況（2022年4月1日現在）

氏 名	役 位	担 当
飛 田 昌 良	常務執行役員	管理本部長
鯨 坂 慎	常務執行役員	サービス企画推進本部長
山 井 美 和	常務執行役員	基盤エンジニアリング本部長
丸 山 孝 一	常務執行役員	グローバル事業本部長
立 久 井 正 和	常務執行役員	IoTビジネス事業部所管
沖 田 誠 司	常務執行役員	プロフェッショナルサービス部門所管
江 坂 忠 晴	常務執行役員	IoTビジネス事業部副担当役員
墨 矢 亮	常務執行役員	コンプライアンス部長
川 又 正 実	執 行 役 員	経理部長
大 西 丈 則	執 行 役 員	地方拠点・第一事業部所管
井 手 隆 裕	執 行 役 員	第二事業部長
矢 吹 重 雄	執 行 役 員	MVNO事業部長
荒 木 健	執 行 役 員	金融システム事業部長
染 谷 直	執 行 役 員	クラウド本部長
城 之 内 肇	執 行 役 員	ネットワーク本部長
日 山 孝 彦	執 行 役 員	財務本部 副本部長
川 上 か を り	執 行 役 員	サステナビリティ委員会 事務局長

(注) 日山孝彦及び川上かをりは、2022年4月1日付で執行役員に就任いたしました。

- (3) 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

- (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.5%の範囲内で負担しております。

- (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名報酬委員会に対して取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を諮問した上で、2021年2月4日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の常勤取締役の報酬は、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気の維持及び向上を企図し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本となる固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）及び非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション）により構成しております。また、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職責に鑑み、基本となる固定報酬（金銭報酬）のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

[取締役(社外取締役除く。)の報酬割合イメージ]

業績連動報酬 支給なしの場合	固定報酬 86～92%	非金銭報酬等 (概ね1～2カ月) 8～14%	
業績連動報酬 支給ありの場合	固定報酬 67～71%	非金銭報酬等 (概ね1～2カ月) 6～11%	業績連動報酬等 (概ね0～4カ月) 22～24%

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額5億円以内、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々14名及び4名です。
- ・ 2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
- ・ 2020年6月24日開催の第28回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。
- ・ 2021年6月29日開催の第29回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役(代表取締役会長 鈴木幸一及び代表取締役社長 勝栄二郎)がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各常勤取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の配分としております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬案を立案した代表取締役は、指名報酬委員会に対して当該報酬案の原案を諮問した上で、個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (株式報酬)	非金銭報酬等	
取締役	449,331	329,670	70,349	49,312	15
(うち社外取締役)	(24,300)	(24,300)	(－)	(－)	(6)
監査役	32,853	32,853	－	－	4
(うち社外監査役)	(17,749)	(17,749)	(－)	(－)	(3)

(注) 業績連動報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として、事業成長と企業価値向上に連関する指標として、連結売上高及び営業利益の前年度比率及び目標達成率を各係数で掛け合わせた判定指標を採択しており、各人毎の基本月額報酬の概ね0から4カ月分の規模で、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を割り当てております。

当事業年度を含む連結売上高及び営業利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」及び譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役退職慰労金廃止に伴う代替として、各人毎の基本月額報酬の役位による概ね1から2カ月分の規模の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる。

当該非金銭報酬の内容及び交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」のとおりです。

また、譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。なお、上記④取締役及び監査役の報酬等の総額等における当該報酬等は、業績連動報酬等に含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の状況
前記（１）取締役及び監査役の氏名等をご参照下さい。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	当社での主な活動状況
取締役	小 田 晋 吾	当事業年度開催の取締役会に12回中11回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	塚 本 隆 史	当事業年度開催の取締役会に12回中11回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	佃 和 夫	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	岩 間 陽一郎	2021年6月の就任後開催の取締役会に10回中10回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、2021年6月の就任後開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
監査役	大 平 和 宏	当事業年度開催の取締役会12回中12回出席し、経営管理と内部統制に対する能力を発揮し、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	道 下 崇	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、弁護士としての長年の経験及び法律に関する専門知識に基づき、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に13回中13回出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	内 山 晃 一	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、公認会計士としての長年の経験及び財務に関する専門知識に基づき、議案審議等への適切な監視を行っております。また、当事業年度開催の監査役会に13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員（常勤監査役大平和宏を除く。）と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、社外役員は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

④ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	84,240千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94,240千円

- (注) 1. 上記①の報酬等の額には、会社法監査、金融商品取引法監査・四半期レビュー及び金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報酬が含まれます。
当社と監査法人との監査契約において、それぞれを区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、組織及び体制（審査の体制を含む）、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、これらが不十分であると判断した場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合、会社法・公認会計士法等の法令に違反や抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

6. コーポレートガバナンスに関する事項

(1) 基本的な考え方

当社は、社会インフラとして必須となったインターネットを支え運営するという使命を全うし、かつ企業価値を継続的に高めていくために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。当社は、株主、ユーザ、取引先、従業員、インターネットネットワーク全体の利用者など、幅広いステークホルダーへの社会的責任を負っており、当社の社会的な影響力の大きさを鑑み、多様なステークホルダーの理解を得るための活動に努める必要があると考えております。

当社の取締役会は社外取締役4名を含む12名で、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。また、内部監査を担当する機関として内部監査室を設置しており、内部監査室は室長以下5名で構成されております。当社は、経営における意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離しコーポレート・ガバナンスの強化を図ると共に、迅速かつ効率的な業務執行を推進する目的で執行役員制度を採用しております。

業務執行につきましては、定時（毎月）及び臨時取締役会の開催、業務執行取締役及び執行役員等による経営会議の開催及び事業・プロジェクト・子会社毎等の事業進捗のフォローと対応指示等により、業務執行状況の監視・監督が行われております。経営監視及び業務監査につきましては、定時（毎月）及び臨時監査役会の開催、監査役会における財務専門家・法律専門家の設置、子会社・海外含めた継続的な監査役監査・内部監査の実施、内部通報制度の運営等を行っております。当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程、内部統制基本規程他に基づき統制されております。

(2) 独立性基準

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、社外役員に対する独立性要件を定めた「独立性基準」を制定し、それらに基づき独立社外役員を選定しております。なお、当社の「独立性基準」は下記の通りです。

次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。

- ① 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
- ② 当社もしくはその子会社の主要な取引先又は当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者
- ③ 当社が多額の借入れをしている金融機関の業務執行者
- ④ 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
- ⑤ 当社又はその子会社から多額の寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者
- ⑥ 上記①から⑤のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
- ⑦ 以下に該当する者の配偶者又は二親等内の親族
 - ・ 上記①から⑤のいずれかに該当する者
 - ・ 当社の子会社の取締役および業務執行者
- ⑧ その他当社が総合的に勘案して、独立性に欠けると判断し得る者

本株主総会にて第3号議案が原案どおり承認可決された後の当社の独立社外取締役の人数は5名で、取締役の総人数に対して、3分の1以上の構成比率です。

(3) 取締役会の実効性に関する評価

取締役会の実効性について、取締役及び監査役を対象とした「取締役会の実効性に関する評価のためのアンケート」を2015年度から年次で実施し、その内容を整理、分析のうえ取締役会に報告しております。評価結果により、必要に応じて取締役会の実効性の改善を行うフローとしております。2021年度における取締役会運営に関しましては、独立役員を含め取締役会の体制は整備され、取締役会における議論及び判断のための情報は十分に提供され、各取締役が取締役会において多角的に発言し、取締役会の開催頻度及び当日運営等も適切に設定され、実効性は有効に機能していると自己評価をしております。

(ご参考) 用語解説

1. ICT
Information and Communication Technologyの略。コンピュータによる情報通信に関するハードウェア、ソフトウェア、システム及びデータ通信等に関する技術の総称。
2. インターネットトラフィック
インターネットを通じて転送されるデータ流量のこと。
3. クラウドコンピューティング
コンピュータや記憶装置の機能や処理能力、ソフトウェア、データ等をインターネット経由で利用すること。
4. IoT
Internet of Thingsの略。モノのインターネットと言われ、これまでインターネットに接続されていなかった物体に通信機能を持たせることで、物体が情報通信を行うようになること。
5. モバイル関連サービス
IIJモバイルサービス（法人IoT用途向け直接提供及びIIJモバイルMVNOプラットフォームサービス）及びIIJmioモバイルサービス。
6. ギガプラン
当社が2021年4月1日より提供開始した、個人向けモバイルサービスの新料金プラン。
7. IIJ C-SOCサービス
専用の分析基盤を構築し、セキュリティオペレーションセンター(SOC)で24時間365日セキュリティ監視を行い、アラート通知やログ提供とともに、システムで起きている事象について、レポートを行うサービス。
8. マルチクラウド
Amazon Web ServicesやMicrosoft Azureなどの異なる事業者のクラウドサービスを複数併用すること。
9. IIJ GIOインフラストラクチャーP2 Gen.2
当社が2021年10月1日より提供開始した、プライベートクラウド及びパブリッククラウドの双方のメリットを有した、オンプレミスからの移行を容易にするクラウドサービス。
10. 白井データセンターキャンパス
自社所有データセンターとして2019年5月より千葉県白井市に開設したシステムモジュール型データセンター。
11. ㈱ディーカレットホールディングス
2021年12月27日に㈱ディーカレットによる株式移転により設立された持株会社で、当社出資比率38.2%の持分法適用関連会社。
詳細は、プレスリリース「株式会社ディーカレットホールディングス設立および持株会社制への移行のお知らせ」(<https://www.decurret-dcp.com/pressrelease/pr-20211227-decurret-holdings.html>)をご参照。
12. デジタル通貨フォーラム
㈱ディーカレットホールディングスの子会社である㈱ディーカレットDCPが事務局として開催する、日本におけるデジタル通貨の実用性を検討する事を目的としたフォーラム。
13. ホワイトペーパー
デジタル通貨の発行及び決済方式等の現状、課題、対策及び展望等に関する情報をまとめた報告書。詳細は、プレスリリース「デジタル通貨フォーラムによるデジタル通貨ホワイトペーパーとプロGRESSレポートを公表」(<https://www.decurret-dcp.com/pressrelease/pr-20211124-forum-report3.html>)をご参照。
14. デジタル通貨事業
㈱ディーカレットDCPが推進し準備しているデジタル通貨の発行・決済等に利用されるプラットフォーム提供等の事業。
15. 暗号資産事業の譲渡
㈱ディーカレットホールディングスは、2022年2月1日に暗号資産交換事業子会社である㈱ディーカレットの全株式を暗号資産金融サービス事業者であるアンバー・グループ (Amber Group) の日本法人へ譲渡。
詳細は、プレスリリース「暗号資産事業子会社株式譲渡完了のお知らせ」(<https://www.decurret-dcp.com/pressrelease/pr-20220201-stock-transfer.html>)をご参照。

16. 接続料
NTTドコモ等と当社の間のモバイル設備の利用に係るデータ通信帯域に係る費用、Mbps当り単価のこと。
17. IPサービス
当社の提供する、フルスペックの法人向け専用線型インターネット接続サービス。
18. IIJモバイルMVNOプラットフォームサービス
MVNO事業者へのモバイルサービスの構築・支援及び通信回線等の提供サービス。
19. オンプレミス
企業等が管理する設備内に自社のサーバやソフトウェア等の情報システムを配置し運用を行うこと。
20. パブリッククラウド
不特定多数のユーザーに提供するクラウドコンピューティングのこと。サーバやストレージ、ソフトウェア等のICTリソースをネットワーク経由でサービスとして提供する利用形態を指す。
21. プライベートクラウド
企業等が自社内で利用するために構築したクラウドコンピューティング環境のこと。
22. AWS
Amazon Web Servicesの略。Amazon Web Services, Inc. が提供しているクラウドコンピューティングサービスのこと。
23. コロケーション
データセンター内に顧客が所有するサーバやネットワーク機器などを設置するスペースを貸し出すこと。
24. 実質再生可能エネルギー由来の電力
電力会社の電源に環境価値証書を付加することで、実質的に再エネ100%かつCO₂排出量ゼロとみなされる電力のこと。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	47,390,527
営業債権	37,649,104
棚卸資産	2,608,348
前払費用	13,553,353
契約資産	1,870,396
その他の金融資産	1,294,616
その他の流動資産	119,198
流動資産合計	104,485,542
非流動資産	
有形固定資産	17,845,557
使用権資産	44,874,062
のれん	9,479,464
無形資産	16,423,552
持分法で会計処理されている投資	5,829,694
前払費用	10,452,179
契約資産	68,584
その他の投資	17,409,909
繰延税金資産	182,641
その他の金融資産	4,244,549
その他の非流動資産	509,343
非流動資産合計	127,319,534

科 目	金 額
負債及び資本	
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	20,741,835
借入金	16,370,000
未払法人所得税	5,795,084
契約負債	9,571,064
繰延収益	65,415
その他の金融負債	17,034,706
その他の流動負債	7,199,450
流動負債合計	76,777,554
非流動負債	
借入金	5,500,000
退職給付に係る負債	4,394,707
引当金	786,273
契約負債	7,428,629
繰延収益	340,164
繰延税金負債	640,624
その他の金融負債	30,146,338
その他の非流動負債	1,169,990
非流動負債合計	50,406,725
負債合計	127,184,279
資本	
資本金	25,561,838
資本剰余金	36,518,235
利益剰余金	37,023,749
その他の資本の構成要素	6,275,222
自己株式	△1,850,924
親会社の所有者に帰属する持分合計	103,528,120
非支配持分	1,092,677
資本合計	104,620,797

資産合計	231,805,076
------	-------------

負債及び資本合計	231,805,076
----------	-------------

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021 年 4 月 1 日)
(至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	
ネットワークサービス売上高	128,212,839
システムインテグレーション売上高	95,338,864
ATM運営事業売上高	2,783,674
売上収益合計	226,335,377
売上原価	
ネットワークサービス売上原価	△92,594,448
システムインテグレーション売上原価	△80,396,387
ATM運営事業売上原価	△1,716,341
売上原価合計	△174,707,176
売上総利益	51,628,201
販売費及び一般管理費	△27,968,883
その他の収益	171,128
その他の費用	△283,363
営業利益	23,547,083
金融収益	3,506,147
金融費用	△556,074
持分法による投資損益	△2,334,956
税引前利益	24,162,200
法人所得税費用	△8,361,808
当期利益	15,800,392
当期利益の帰属	
親会社の所有者	15,672,105
非支配持分	128,287
当期利益	15,800,392

計算書類

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	82,714,587	【流動負債】	63,987,892
現金及び預金	33,483,736	買掛金	3,905,899
売掛金	31,241,463	短期借入金	14,870,000
リース投資資産	1,067,449	関係会社短期借入金	3,450,000
商品	320,865	1年以内返済予定長期借入金	1,500,000
仕掛品	572,791	未払金	11,736,612
貯蔵品	1,524,285	リース債務	6,422,693
前払費用	11,935,444	未払費用	634,906
未収入金	927,209	固定資産購入未払金	1,581,359
関係会社短期貸付金	10,320	未払法人税等	5,546,388
契約資産	1,710,964	未払消費税等	1,411,558
1年内回収予定の敷金保証金	2,241	預り金	123,456
その他流動資産	132,392	前受収益	9,735
貸倒引当金	△214,572	契約負債	12,730,066
		その他流動負債	65,220
【固定資産】	90,222,863	【固定負債】	21,025,112
(有形固定資産)	27,696,995	長期借入金	5,500,000
土地	2,055,099	長期前受収益	1,527
建物	1,492,109	長期未払金	449,203
建物附属設備	7,719,778	リース債務	10,086,736
構築物	1,801,835	資産除去債務	750,763
工具器具備品	10,545,759	退職給付引当金	3,752,857
リース資産	41,405,488	役員退職慰労引当金	198,950
建設仮勘定	1,987,228	繰延税金負債	285,076
減価償却累計額	△39,310,301		
(無形固定資産)	15,542,010	負債の部 合計	85,013,004
のれん	680,141	【株主資本】	81,457,809
顧客関係	584,273	(資本金)	23,022,616
電話加入権	2,241	(資本剰余金)	9,916,734
ソフトウェア	14,028,568	資本準備金	9,743,300
リース資産	246,787	その他資本剰余金	173,434
(投資その他の資産)	46,983,858	(利益剰余金)	50,358,007
投資有価証券	9,917,122	利益準備金	502,473
金銭の信託	4,547,375	その他利益剰余金	49,855,534
関係会社株式及び出資金	20,383,147	固定資産圧縮積立金	273,653
敷金保証金	3,237,160	繰越利益剰余金	49,581,881
長期前払費用	8,196,057	(自己株式)	△1,839,548
破産更生債権等	4,015	【評価・換算差額等】	5,991,942
関係会社長期貸付金	109,560	その他有価証券評価差額金	5,991,942
その他投資等	611,860	【新株予約権】	474,695
貸倒引当金	△22,438	新株予約権	474,695
		純資産の部 合計	87,924,446
資産の部 合計	172,937,450	負債及び純資産の部 合計	172,937,450

損 益 計 算 書

(自 2021 年 4 月 1 日)
(至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
【売 上 高】		190,180,345
【売 上 原 価】		148,352,342
売 上 総 利 益		41,828,003
【販売費及び一般管理費】		22,906,808
営 業 利 益		18,921,195
【営 業 外 収 益】		
受取利息	5,689	
受取配当金	1,512,025	
受取手数料	46,453	
受取ブランド使用料	3,313	
匿名組合投資利益	1,675,327	
為替差益	603,018	
貸倒引当金戻入益	6,921	
その他の営業外収益	48,630	3,901,376
【営 業 外 費 用】		
支払利息	332,058	
その他営業外費用	35,453	367,511
経 常 利 益		22,455,060
【特 別 利 益】		
関係会社株式売却益	774,133	774,133
【特 別 損 失】		
固定資産除却損	137,538	
固定資産売却損	243	
関係会社株式評価損	4,964,886	
その他特別損失	200	5,102,867
税引前当期純利益		18,126,326
法人税・住民税及び事業税		6,649,029
法人税等調整額		△118,728
当 期 純 利 益		11,596,025

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月 20 日

株式会社インターネットイニシアティブ
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福 田 秀 敏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 佑 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第 4 項の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2021年 4 月 1 日から2022年 3 月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年 5 月20 日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀 敏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 本 佑 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社インターネットイニシアティブ 監査役会

常勤監査役 大 平 和 宏 ㊞

常勤監査役 田 中 正 子 ㊞

監 査 役 道 下 崇 ㊞

監 査 役 内 山 晃 一 ㊞

（注）常勤監査役 大平 和宏、監査役 道下 崇及び監査役 内山 晃一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

1. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会の決定内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守や適切な行動規範を定める倫理規程、内部者取引防止や個人情報保護等個別の法令遵守に関する規程等を制定し、社内に周知徹底し、定期的な教育を行なう。
- ② 法令遵守活動を行なうために必要な人員配置を行ない、弁護士等外部専門家に相談し、アドバイスを受けるための体制を確立する。
- ③ 法令違反が発見された場合の社内報告体制を構築するとともに、監査役会を窓口とする通報者保護に留意した内部通報制度を運用する。
- ④ 社長直轄の内部監査室が定期的な内部監査を行ない、各業務執行部門の法令遵守に関する改善点を指摘し、改善状況を監視する。
- ⑤ 法定報告、適時開示等について、取締役、社外取締役、監査役等を構成員とする情報開示委員会を設置し、開示内容の適正性、十分性について評価、検討させるとともに、開示内容の承認を行なわせる。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理の体制

- ① 社内情報資産の取扱いに係る基本方針や個別手順を定め、取締役の職務の執行に係る情報・文書（職務執行情報という。）もそれらに従い、管理責任者、保管期間、保管の方法及び逸失・漏洩等リスクへの安全管理措置等を定め、適切に管理する。管理状況については定期的に見直しを行なう。
- ② 職務執行情報を、適切にファイリング（必要に応じ電磁的記録を用いる。）し、当該各文書の存否、保存状況及びその内容を速やかに確認することができる体制を構築する。また、監査役等かかる文書を閲覧する権限のある者の要請に対し遅滞無く閲覧に供することができる体制を構築する。
- ③ 前記に係る事務は情報セキュリティ担当役員及び事務文書管理担当役員が所管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部門の業務執行を担当する取締役（又は執行役員）は、各々の担当事務について、所定の規程に基づき、リスクの識別、識別されたリスクの評価、リスクの評価に応じた対策を講じ、かつ、定期的に見直すものとする。
- ② リスクの種類に応じ、リスクの評価、リスクの評価に応じた対策を検討するための評価委員会を設置する。
- ③ 緊急時等を想定した事業継続計画を策定する。
- ④ 社長直轄の内部監査室が定期的な内部監査を行ない、各業務執行部門のリスク管理を含む業務執行に関する改善点を指摘し、改善状況を監視するものとする。

4. 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画に基づく各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、各目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行なう。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に基づき取締役会に付議されるべき事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行なわれ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を執行することとする。
 - ④ 取締役会の意思決定の妥当性をより高めるため、経営に係る豊かな識見を有する者を一定数以上、社外取締役として委嘱するものとする。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社を管理するための基本方針である子会社等管理規程を適切に運用し、子会社との間で子会社管理等を目的とした協定を締結する。
 - ② 子会社から必要な事項について報告がなされ、かつ、協議が行なわれる体制を構築する。
 - ③ 内部統制に関する重要事項については、企業集団全体を規律する規程を策定し、子会社に遵守させる。
 - ④ 当社の内部監査室により、子会社に対して内部監査を実施するものとする。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと、かかる使用人の取締役からの独立性及び監査役のかかる使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 社長直轄の機関である内部監査室を設置し、内部監査に専任で携わる職員を配置する。内部監査計画等の策定にあたり、監査役会の意見を反映するなど、職員と監査役との連携を密接に行わせるものとする。
 - ② 内部監査室に配置される職員の選定、任命、異動について監査役会の意見を十分に尊重して行なうものとする。
 - ③ 前記のほか、監査役の職務を補助すべき職員の配置及び当該職員への監査役の指示の実効性を確保するための措置については、監査役会と協議の上定めるものとする。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びかかる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役会規程の定めに従い、監査役または監査役会の要請に応じてまたは定期的に、必要な報告及び情報提供を行なうものとする。
 - ② 情報開示委員会等重要な意思決定が行われる合議体には、監査役を構成員とする。
 - ③ 監査役会を窓口とする内部通報制度は、当社及び子会社全体を対象とする。内部通報者の秘密は保護され、かつ、匿名通報か実名通報にかかわらず、内部通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役会の職務の執行に要する費用について、年度単位で合理的な予算額の設定を行なうものとする。
- 予算額については監査役の意見を聴取する。
9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役の職務の執行のために必要な外部専門家の確保を行なうこととする。
 - ② 会計監査人の独立性を確保するため、独立性を損なう特定の非監査業務を会計監査人（その関係者を含む。）から役務提供を受けることを禁止するとともに、監査役会による会計監査人の報酬等の同意が適切に行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
 - ③ 監査役に財務専門家、法律専門家を委嘱するよう努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程及び内部統制基本規程等の企業集団全体を規律する規程に基づき統制されております。当社の取締役会は社外取締役4名を含む12名で構成されており、定時（毎月）及び臨時取締役会の開催や、業務執行取締役及び執行役員等による経営会議の開催のほか、日々の業務執行状況の監視及び監督が行われております。また、子会社の業務執行に関しては、基本方針である子会社管理規程に基づき、必要事項の報告及び協議等を通じ、適切な監督が行われております。

当社のリスク管理については、具体的には情報セキュリティ、事業継続など必要に応じ、リスクの領域ごとに組織若しくは委員会等を設置し、リスクの識別、識別されたリスクの評価、リスクの対策を講じております。

当社の監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されており、常勤監査役を中心とした日々の業務監査並びに定時（毎月）及び臨時監査役会の開催等により、業務執行の監視が行われております。また、当社の監査役会は、会計監査人との利益相反取引の監視、会計監査人の再任又は解任の決定や、企業集団全体を対象とした財務報告に係る内部通報制度の運用の任を担っております。当社は、内部監査を担当する機関として、室長以下5名で構成される内部監査室を設置しております。内部監査室は、当社及び子会社に対して内部監査計画に基づく監査を実施しており、その結果については定期的に監査役会へ報告し、密接な連携を図っております。

このほか、当社は、適正な情報開示を目的として、情報開示規程に基づき、取締役、執行役員及び監査役により構成される情報開示委員会を設置し、開示内容の適正性及び十分性を検証しております。

(3) 株式会社への支配に関する基本方針

該当事項はありません。

2. 連 結 持 分 変 動 計 算 書

(自 2021 年 4 月 1 日)
(至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 資本の 構成要素
2021年4月1日時点の残高	25,530,621	36,388,811	25,046,813	4,865,110
当期包括利益				
当期利益	—	—	15,672,105	—
その他の包括利益	—	—	—	1,551,156
当期包括利益合計	—	—	15,672,105	1,551,156
所有者との取引額				
新株の発行	31,217	△31,152	—	—
自己株式の処分	—	82,447	—	—
配当金	—	—	△3,836,213	—
株式報酬取引	—	82,794	—	—
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	141,044	△141,044
その他	—	△4,665	—	—
所有者との取引額合計	31,217	129,424	△3,695,169	△141,044
2022年3月31日時点の残高	25,561,838	36,518,235	37,023,749	6,275,222

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	自己株式	合計		
2021年4月1日時点の残高	△1,874,976	89,956,379	1,015,272	90,971,651
当期包括利益				
当期利益	—	15,672,105	128,287	15,800,392
その他の包括利益	—	1,551,156	—	1,551,156
当期包括利益合計	—	17,223,261	128,287	17,351,548
所有者との取引額				
新株の発行	—	65	—	65
自己株式の処分	24,052	106,499	—	106,499
配当金	—	△3,836,213	△48,550	△3,884,763
株式報酬取引	—	82,794	—	82,794
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	—	—	—	—
その他	—	△4,665	△2,332	△6,997
所有者との取引額合計	24,052	△3,651,520	△50,882	△3,702,402
2022年3月31日時点の残高	△1,850,924	103,528,120	1,092,677	104,620,797

3. 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

17社

主要な連結子会社の名称

(株)IIJイノベーションインスティテュート、(株)IIJエンジニアリング、(株)IIJグローバルソリューションズ、(株)トラストネットワークス、ネットチャート(株)、(株)IIJプロテック、IIJ America Inc.、IIJ Europe Limited、IIJ Global Solutions Singapore Pte.Ltd.、PTC SYSTEM (S) PTE LTD、艾杰（上海）通信技術有限公司

連結範囲の変更

当連結会計年度においてPTC SYSTEM (S) PTE LTDの全株式を取得し、同社を連結の範囲に含めております。

1-2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び持分法を適用した関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数

7社

主要な持分法を適用した関連会社の名称

インターネットマルチフィード(株)、(株)ディーカレットホールディングス、(株)トリニティ

持分法適用範囲の変更

(株)インターネットレボリューションは、当連結会計年度において株式を売却したことにより持分法適用の範囲から除外しております。

1-3. 会計方針に関する事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成しています。

なお、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 資産の評価方法及び評価基準

① 金融資産の評価方法及び評価基準

保有する金融資産は「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれかに分類されます。

(a) 償却原価で測定する金融資産

金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識後、実効金利法を用いて算定し、減損損失を控除しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失は、当期の純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動をその他の包括利益として認識しております。投資を処分した場合の利得又は損失、為替差損益及び減損損失は、当期の純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

一部の資本性金融商品については、当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しております。この選択は、個々の投資ごとに行っております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動をその他の包括利益として認識しております。投資を処分した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品からの配当金については、投資の回収であることが明らかな場合を除き、金融収益の一部として純損益として認識しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益として認識しております。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得又は損失は、純損益として認識しております。

(e) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヵ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

契約上の支払期日より30日超の経過があった場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
 - ・貨幣の時間価値
 - ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
- 金融資産に係る貸倒引当金の繰入額又は戻入額は純損益で認識しております。

② 棚卸資産の評価方法及び評価基準

棚卸資産は主として、再販用に購入したネットワーク機器及びモバイル端末、システム構築に係る仕掛品であり、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。再販用に購入したネットワーク機器及びモバイル端末の原価は移動平均法によって算定し、システム構築に係る仕掛品の原価は製造間接費を含めた実際製造原価として算定しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(3) 固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却の方法

① 有形固定資産

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去費用が含まれております。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、各々の見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4～50年
機械装置、工具器具及び備品	2～20年

② のれん

取得日時時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として測定しております。

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

③ 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。耐用年数が決定できる無形資産は、ソフトウェア及び顧客関係からなっております。ソフトウェアについては見積耐用年数にわたって定額法で償却しており、顧客関係については見積耐用年数にわたり級数法又は定額法で償却しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5～7年
顧客関係	9～19年

また、耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

(4) リース取引の処理方法

IFRS第16号に基づき、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判断しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産とリース負債を認識しております。

リース負債は、リースの計算利子率または計算利子率を容易に算定できない場合には当社グループの追加借入利子率で割り引いた、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定しております。通常、当社グループは割引率として追加借入利子率を用いています。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しており、連結財政状態計算書上、その他の金融負債に含めて表示しております。なお、リース負債の測定に際しては、契約における対価をリース要素と非リース要素に、それらの独立価格の比率に基づいて配分しております。ただし、当社グループが借手となるデータセンターについては、リース要素とこれに関する非リース要素は分離せず、単一のリース構成要素として認識しております。リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価はリース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等を調整して測定しております。当初認識後の測定として、原価モデルを採用しており、原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転される場合又は借手の購入オプションの行使が合理的に確実な場合には原資産の見積耐用年数で、それ以外の場合には使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり定額法により償却しております。なお、リース期間が12ヶ月以内のリース及び原資産が少額であるリースについては使用権資産とリース負債を認識せず、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(5) 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産及び繰延税金資産等を除く非金融資産の帳簿価額を報告日ごとに見直し、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、その資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、減損の兆候の有無にかかわらず、每期及び減損の兆候がある場合はその都度、減損テストを実施しております。

資金生成単位については、継続的に使用することにより、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい金額としております。使用価値は、資金生成単位の税引前加重平均資本コストの割引率を用いて現在価値に割り引いた見積将来キャッシュ・フローに基づいております。

資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合、減損損失を認識しております。減損損失は純損益として認識しております。認識した減損損失は、まず、その資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

減損損失の戻入は、過年度に計上した減損損失を戻入する可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入金額は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失は戻入を行っておりません。

(6) 重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定の債務が存在し、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しております。

引当金として認識する金額は、決算日における現在の債務を決済するために必要となる支出について、リスク及び不確実性を考慮に入れた最善の見積りであります。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、引当金の金額は、債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。

(7) 収益認識基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

ネットワークサービスは、主として各種ネットワークへのアクセスを可能な状態にしておくサービスであることから、通常は契約期間にわたって当社グループの履行義務が充足されるものと判断しているため、収益は当該履行義務が充足される契約期間にわたり、月次で均等額を収益に計上しております。システムインテグレーションは、システム構築サービス及びシステム保守運用サービスから構成されています。システム構築サービスは、当社グループの義務の履行により、当社グループが他に転用できる資産が創出されず、当社グループが現在までに完了した履行についての支払いを受ける権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであり、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しています。この進捗度の測定は、システム構築の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、工事の進捗実態を適切に反映するために発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。システム運用保守サービスに関連する収益は、主として各種システムが利用可能な状態にしておくサービスであることから、履行義務が充足される契約期間にわたり、定額で認識されます。ATM運営事業売上高は、主として利用者がATMにて現金の引出しを行う際の手数料収入であります。ATM手数料は、利用者がATMサービスを利用する度に徴収されますが、利用の時に顧客が便益を得られるため、徴収時に収益に計上しております。

(8) 法人税等の計上

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得(欠損金)にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに對する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに對する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

(9) その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付会計

確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。過去勤務費用については、発生した期の損益として認識しております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 記載金額の表示

千円未満を四捨五入して表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損)

減損テストにおける回収可能額の算定には、将来キャッシュ・フロー、割引率及び成長率等の見積りに基づく仮定が含まれます。将来の不確実な経済条件の変動などにより、これらの仮定に見直しが行われた場合は、連結計算書類において将来追加的な減損損失を認識する可能性があります。

当連結会計年度末におけるのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の金額はそれぞれ9,479,464千円及び678,528千円であります。

(確定給付制度債務の測定)

確定給付制度債務は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率等様々な変数についての見積り及び判断が求められます。当社グループは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。数理計算上の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があります、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における確定給付制度債務の金額は10,057,124千円であります。

(システム構築サービスに関連する履行義務の進捗度の測定)

当社はシステム構築サービスに関連する履行義務について、一定期間にわたり充足する履行義務と判断しており、その進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)によるものが適切であると判断しております。原価比例法の適用に当たっては、履行義務の完了までに見込まれる総コストを見積る必要がありますが、その見積りに当たっては判断が求められます。これらの期末日において見積った履行義務の完了までに見込まれる総コストは、要件追加に伴う工数増加等、その後のシステム構築サービスの状況の変化により実際の発生総コストと乖離する可能性があります、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度において計上したシステムインテグレーション売上高のうち、原価比例法に基づいて認識したシステム構築サービスに係る売上収益は29,601,576千円であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響が当社グループの連結計算書類に与える影響は限定的であり、重要な影響はないと判断しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,085,296千円

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産

営業債権 222,025千円

その他の金融資産 720千円

非流動資産

その他の金融資産 24,466千円

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	93,469,200株	65,600株	一株	93,534,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,759,011千円	19.50円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	2,077,202千円	23.00円	2021年9月30日	2021年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,257,828千円	25.00円	2022年3月31日	2022年6月29日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

	第1回新株予約権 (2011年7月14日)	第2回新株予約権 (2012年7月13日)	第3回新株予約権 (2013年7月11日)	第4回新株予約権 (2014年7月10日)
目的となる株式の種類及び数	普通株式 26,400株	普通株式 28,000株	普通株式 24,000株	普通株式 34,800株
	第5回新株予約権 (2015年7月13日)	第6回新株予約権 (2016年7月11日)	第7回新株予約権 (2017年7月14日)	第8回新株予約権 (2018年7月13日)
目的となる株式の種類及び数	普通株式 46,800株	普通株式 50,400株	普通株式 54,800株	普通株式 54,800株
	第9回新株予約権 (2019年7月12日)	第10回新株予約権 (2020年7月10日)	第11回新株予約権 (2021年7月15日)	
目的となる株式の種類及び数	普通株式 58,000株	普通株式 37,200株	普通株式 28,000株	

(注) 当社は、2020年11月9日の取締役会決議により、2021年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い、新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり200株から400株へと調整されています。

- (4) その他の資本の構成要素には、在外子会社の財務諸表の換算により生じる為替換算調整勘定、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価損益、持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

ネットワーク設備等の維持及び更新における通信機器等の購入は、リース取引による調達を主体としております。資金運用（主として安全性及び換金性の高い運用商品、短期的な預金等）については、手元資金の範囲において運用することとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

- ・営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- ・公正価値で測定する金融資産は、市場価額の変動リスクに晒されております。
- ・営業債務である買掛金及び未払金のほとんどは、1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク：与信管理規程に沿って信用リスクを管理しております。
- ・市場リスク：公正価値で測定する金融資産について、適時時価の把握を行っております。
- ・資金調達に係る流動性リスク：適時に資金繰計画を作成及び管理することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2022年3月31日における連結財政状態計算書計上額、および公正価値については、次のとおりであります。なお、連結財政状態計算書上において公正価値で測定する金融商品および公正価値と帳簿価額がほぼ同額の金融商品およびリース負債は、次の表に含めておりません。

(単位:千円)

	連結財政状態 計算書計上額	公正価値
非流動負債		
借入金	7,000,000	7,006,192

(注) 長期借入金については、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

① 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRSにおいては、3つからなる公正価値の階層が設けられており、公正価値の測定において用いるインプットには、観察可能性に応じた優先順位付けがなされています。それぞれのインプットの内容は、次のとおりです。

- ・レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格
- ・レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の観察可能なインプット
- ・レベル3：観察可能でないインプット

② 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する主な金融商品の測定方法は、以下のとおりであります。

株式

活発な市場がある金融商品については、市場価格を用いて公正価値を算定しており、レベル1に分類しております。市場価格が存在しない場合、主に直近の入手可能な情報に基づき、純資産に対する持分に適切な修正を加えた評価方法により公正価値を見積っており、レベル3に分類しております。

債券

活発な市場における市場価格が存在しないため、観察可能な市場データを用いて公正価値を算定しており、レベル2に分類しております。

投資信託及びその他の有価証券

観察可能なインプットが存在しないため、主に直近の入手可能な情報に基づき、純資産に対する持分に適切な修正を加えた評価方法により公正価値を見積もっており、レベル3に分類しております。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品 債券	—	109,070	—	109,070
その他の包括利益を通じて公正価値で促成する資本性金融商品 株式	9,244,016	—	1,645,069	10,889,085
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託及びその他の有価証券	—	—	6,287,935	6,287,935
その他	—	123,819	—	123,819

レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式及び市場価格が観察可能でない投資信託により構成されています。これらの金融商品の公正価値の測定は、純資産に対する持分に適切な修正を加えた評価方法により公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しております。

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に著しい公正価値の増減は見込まれておりません。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の重要な振替の有無は、振替のあった報告期間の期末日に認識しています。

③公正価値で測定されない金融商品

公正価値で測定されない主な金融商品の測定方法は、以下のとおりであります。

長期借入金

長期借入金の公正価値は、同一残存期間で同条件の取引を行った場合に想定される利益率で割り引いた現在価値により算定しております。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
非流動負債 借入金	—	7,006,192	—	7,006,192

④レベル 3 に分類された金融商品の増減

レベル 3 に分類された金融商品の各連結会計年度の期首から期末までの変動は以下の通りであります。

(単位：千円)

株式	当連結会計年度
期首残高	1,470,026
その他の包括利益（注 1）	75,043
購入	100,000
期末残高	1,645,069

(単位：千円)

投資信託及びその他の有価証券	当連結会計年度
期首残高	2,941,240
純損益（注 2）	2,863,843
購入	586,470
売却	△103,618
期末残高	6,287,935

（注 1）その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に関するものであり、これらの利得及び損失は「その他の包括利益を通じて測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額」にそれぞれ含まれております。

（注 2）純損益に含まれている利得及び損失は、期末時点の純損益を通じて測定する金融資産に関するものであります。これらの損益は「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。また、純損益で認識された利得及び損失は、各報告期間末において保有している金融資産に係る未実現損益の変動によるものです。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

顧客との契約から認識した収益の内訳は以下のとおりです。連結損益計算書に計上している「売上収益」にはリース契約により顧客へ提供されているものが含まれておりますが、その額に重要性がないため、以下に含めて表示しております。

		千円
①ネットワークサービス売上高		128,212,839
	法人向けインターネット接続サービス	37,910,760
	WANサービス	26,402,937
	アウトソーシングサービス	40,522,630
	個人向けインターネット接続サービス	23,376,512
②システムインテグレーション売上高		95,338,864
	構築	35,376,891
	運用	59,961,973
③ATM運営事業売上高		2,783,674
合計		226,335,377

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

ネットワークサービスは、通常は契約期間にわたって当社の履行義務が充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間にわたり、月次で均等額を収益に計上しております。顧客への請求に関する通常の支払期限は、役務提供月の翌月末支払いであり、重大な金融要素は含まれておりません。ネットワークサービスに関連して受け取った初期設定サービス料は繰り延べ、初期設定サービス料が、当初の契約期間を超えてサービスを継続するか否かの判断に関する重要な権利を顧客に与えるか判断し、収益を計上する期間を決定しています。重要な権利を顧客に与える場合は、各々のサービスの見積平均利用期間にわたって収益を計上し、与えない場合は、各々のサービスの最低利用期間にわたって収益を計上しております。

システムインテグレーション及び関連サービス契約には、以下の構成要素を1つ以上含んでいます。

- ・システム構築サービス — 顧客の要求に応じて以下の全て、またはいくつかの要素を含みます。要素として、コンサルティング、プロジェクト計画、システム設計、ネットワークシステム開発などがあげられます。これらサービスには、ソフトウェアの設定及びインストール、ハードウェアの設置を含みます。
- ・ソフトウェア — 当社グループはオラクルやウインドウズといった市販のソフトウェアの再販売を行っています。それらは、システム構築の過程で当社グループによりインストールがされます。
- ・ハードウェア — 当社グループは、サーバー、スイッチ、ルータといった市販のハードウェアを販売しています。当社グループはそれらをシステム構築の過程で設置しています。これらハードウェアは、第三者である製造業者や販売業者によって販売されるような一般的なハードウェアです。
- ・監視、運用サービス — 当社グループは顧客のネットワークとインターネット接続の状況を監視し、問題の発見、報告を行います。当社グループは、持続的なデータバックアップサービスも行います。

- ・ハードウェアとソフトウェアの保守サービス ― 当社グループはハードウェアの故障部品の修理、取り換えを行います。当社グループは、ソフトウェアの欠陥を調査し、顧客に対し適切な解決方法を提案します。

システム構築サービスは、通常3カ月から9カ月の期間をかけて納入が行われます。全てのハードウェアとソフトウェアは、この期間中に納入され、インストールされます。顧客は、定められた固定額の代金の支払いを要求されますが、システム構築が完了し、顧客によって検収がなされるまでは、通常は支払いは行われません。顧客への請求に関する通常の支払期限は、検収完了月の翌月末支払いであり、重大な金融要素は含まれておりません。

監視、運用、ハードウェア及びソフトウェア保守サービスは、通常、顧客がシステムを検収した時から開始します。これらサービスは、通常1年から5年の契約となります。当社グループの契約には、これらサービスの年間料金が明記されています。顧客への請求に関する通常の支払期限は、役務提供月の翌月末支払いであり、重大な金融要素は含まれておりません。

システム構築サービス、ハードウェア、ソフトウェア、付随するサービス(例えば、監視、運用サービス、ハードウェアとソフトウェアの保守サービス)といった複数の履行義務を含む契約につき、当社グループは全ての履行義務に対して独立販売価格に基づき収益を配分しています。なお、その配分には重要な判断が伴います。独立販売価格は、市場の状況、当社グループ固有の要因及びその他観察可能なインプットを含む合理的に入手可能な全ての情報に基づき、配分の目的に合致するように設定された価格のレンジを用いて見積られています。

収益の各履行義務を会計処理するために使用される方法及び各履行義務が認識される期間は、以下のとおりです。

- ・システム構築サービス及びハードウェアとソフトウェアに関連する履行義務に配分された収益は、完成までの一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しております。この進捗度の測定は、システム構築の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。
- ・監視、運用、ハードウェアとソフトウェアの保守サービスに配分された収益は、契約期間にわたり、定額で認識されます。これは、当該サービスはネットワークサービスと同様に、契約期間にわたって当社の履行義務が充足されるものであるためです。

システム構築サービス売上高を報告する際には、当社グループが当事者としての、あるいは代理人としての役割を担うかに基づき、収益及び原価を総額で表示すべきか稼得した利益の純額で表示すべきかについて評価を行っております。

ATM運営事業売上高は、主として利用者がATMにて現金の引出しを行う際の手数料収入であります。ATM手数料は、利用者がATMサービスを利用する度に徴収されますが、利用の時に顧客が便益を得られるため、徴収時に収益に計上しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び負債

契約資産は、主としてハードウェア及びソフトウェアを含むシステム構築サービスにおいて、報告期間の末日時点で履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。システム構築サービスの完了に伴い、時の経過以外の条件は解消し、債権へ振替えられます。

契約負債は、主として監視、運用、ハードウェア及びソフトウェア保守サービスにおいて、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、2021年3月31日現在の契約負債残高に含まれていた取引高は6,794,092千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における下記のサービスにかかる残存履行義務に配分された取引価格は33,930,479千円であります。

- ・システム構築サービス
- ・監視、運用、ハードウェア及びソフトウェア保守サービス
- ・ネットワークサービスにおける、当初の契約期間を超えてサービスを継続するか否かの判断に関する重要な権利を顧客に与える初期設定サービス料

当社グループは、当該残存履行義務にかかる収益について、今後1年以内に23,065,306千円が認識され、1年超6年以内に10,865,173千円が認識されると考えております。顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。その他のサービスにおいては、通常その契約期間が1年を超えないため、実務上の便法を採用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,146円32銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益 | 173円56銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

当社は、2021年4月1日付で、シンガポールにて主としてシステムインテグレーション事業を営むPTC社の全株式を取得し子会社化いたしました。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

- | | |
|-----------|------------------------|
| (i) 名称 | PTC SYSTEM (S) PTE LTD |
| (ii) 事業内容 | システムインテグレーション事業 |

②企業結合日

2021年4月1日

③取得した議決権比率

100%

- ④被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とする株式取得

⑤企業結合を行った主な理由

PTC社は、優良な顧客基盤とIT機器ベンダーとの強固なリレーションを有し、主としてシンガポールにおいて、ストレージ・サーバ関連のシステム構築を中心に高品質なソリューションを提供しており、同社を子会社化することで、ASEAN地域のIT利活用をリードするシンガポール事業を強化し、当社グループのASEAN地域における事業基盤及びサービス・ソリューション提供体制の整備・拡充を期待できるため。

(2)被取得企業の取得対価

現金 44百万SG\$ (3,631,760千円)

(3)取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用として、8,454千円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」にて費用処理しております。

(4)企業結合日における取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：千円)

取得対価	
現金	3,631,760
取得資産及び引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	1,019,752
営業債権（注1）	1,161,778
前払費用	2,260,605
有形固定資産	1,878
使用権資産	52,759
無形資産	247,620
その他の資産	249,778
営業負債	△944,439
契約負債	△2,614,917
その他の負債	△901,641
合計	533,173
のれん（注2）	3,098,587

(注)

- 取得した営業債権のうち、回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローはありません。
また、取得した営業債権の公正価値と契約上の未収金額は、概ね同額であります。
- のれんの主な内容は、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。
また、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(5)業績に与える影響

当連結会計年度の連結損益計算書には、取得日以降にPTC社において生じた売上収益及び当期利益が、それぞれ6,889,470千円及び250,642千円含まれております。

4. 株主資本等変動計算書

(自 2021 年 4 月 1 日)
(至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	22,991,399	9,712,083	76,181	9,788,264	502,473	315,005	42,093,636	42,911,114
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	△312,919	△312,919
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,991,399	9,712,083	76,181	9,788,264	502,473	315,005	41,780,717	42,598,195
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	31,217	31,217	—	31,217	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△3,836,213	△3,836,213
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△41,352	41,352	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	11,596,025	11,596,025
自己株式の処分	—	—	97,253	97,253	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	31,217	31,217	97,253	128,470	—	△41,352	7,801,164	7,759,812
当期末残高	23,022,616	9,743,300	173,434	9,916,734	502,473	273,653	49,581,881	50,358,007

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	△1,863,452	73,827,325	4,980,249	454,270	79,261,844
会計方針の変更による累積的影響額	—	△312,919	—	—	△312,919
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,863,452	73,514,406	4,980,249	454,270	78,948,925
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	—	62,434	—	△62,369	65
剰余金の配当	—	△3,836,213	—	—	△3,836,213
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
当期純利益	—	11,596,025	—	—	11,596,025
自己株式の処分	23,904	121,157	—	—	121,157
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	1,011,693	82,794	1,094,487
当期変動額合計	23,904	7,943,403	1,011,693	20,425	8,975,521
当期末残高	△1,839,548	81,457,809	5,991,942	474,695	87,924,446

5. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない …… 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない …… 移動平均法による原価法

株式等 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び貯蔵品 …… 移動平均法

仕 掛 品 …… 個別法

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定額法

(リース資産を除く) なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 20年～50年

建物附属設備 4年～20年

構築物 4年～45年

工具器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産 …… 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～7年）に基づき償却をしています。

また、のれんについては、20年間で均等償却しており、顧客関係については、見積耐用年数にわたり経済的便益がもたらされるパターンに基づき、19年で償却しております。

(3) リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

1-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、翌期から費用処理しております。
- (3) 役員退職慰労引当金 …………… 役員退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- 当社は、2011年5月26日開催の取締役会において常勤取締役に対する役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い2011年6月28日開催の定時株主総会において、取締役6名に対して同株主総会終結までの在任期間を対象とした取締役退職慰労金を打ち切り支給すること、その支給時期を各取締役の退任時とすること、具体的な金額及び支給方法等の決定は取締役会に一任することが株主により決議されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。
- 当社は、2016年5月25日開催の取締役会において常勤監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い2016年6月24日開催の定時株主総会において、監査役2名に対して同株主総会終結までの在任期間を対象とした監査役退職慰労金を打ち切り支給すること、その支給時期を各監査役の退任時とすること、具体的な金額及び支給方法等の決定は監査役会に一任することが株主により決議されました。このため、当該支給見込額については、引き続き役員退職慰労引当金に計上しております。

1-4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

ネットワークサービスは、主として各種ネットワークへのアクセスを可能な状態にしておくサービスであることから、通常は契約期間にわたって当社の履行義務が充足されるものと判断しているため、収益は当該履行義務が充足される契約期間にわたり、月次で均等額を収益に計上しております。システムインテグレーションは、システム構築サービス及びシステム保守運用サービスから構成されています。システム構築サービスは、当社の義務の履行により、当社が他に転用できる資産が創出されず、当社が現在までに完了した履行についての支払いを受ける権利を有することから、一定期間にわたり履行義務が充足されるものであり、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しています。この進捗度の測定は、システム構築の進捗に伴ってコストが発生していると考えられることから、工事の進捗実態を適切に反映するために発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)を採用しています。システム運用保守サービスに関連する収益は、主として各種システムが利用可能な状態にしておくサービスであることから、履行義務が充足される契約期間にわたり、定額で認識されます。

1-5. その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(3) 記載金額の表示

千円未満を四捨五入して表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

- ・キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。
- ・ネットワークサービスに関連して受け取った初期設定サービス料について、従来、一時点で収益を認識しておりましたが、これらを繰り延べ、一定の期間にわたり収益を認識する方法へ変更しております。
- ・顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について、従来、財又はサービスの費消時点で費用を認識しておりましたが、資産として認識し、獲得した契約毎の顧客の見積利用期間にわたり償却する方法へ変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費はそれぞれ414,296千円、52千円、674,767千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ260,523千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高が312,919千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」及び「固定負債」に表示していた「前受収益」及び「長期前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響は軽微です。

3. 会計上の見積りに関する注記

(退職給付債務の測定)

退職給付債務は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率等様々な変数についての見積り及び判断が求められます。当社は、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。数理計算上の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度末における退職給付債務の金額は8,900,128千円であります。

(システム構築サービスに関連する履行義務の進捗度の測定)

当社はシステム構築サービスに関連する履行義務について、一定期間にわたり充足する履行義務と判断しており、その進捗度の測定は発生したコストに基づくインプット法(原価比例法)によることが適切であると判断しております。原価比例法の適用に当たっては、履行義務の完了までに見込まれる総コストを見積る必要がありますが、その見積りに当たっては判断が求められます。これらの期末日において見積った履行義務の完了までに見込まれる総コストは、要件追加に伴う工数増加等、その後のシステム構築サービスの状況の変化により実際の発生総コストと乖離する可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度において原価比例法に基づいて認識したシステム構築サービスに係る売上高は19,580,635千円であります。

(関係会社株式の評価)

市場価格のない株式の評価にあたり、株式の実質価額が取得原価の50%程度以上低下した場合には、おおむね5年以内に回復することが十分な証拠によって裏付けられている場合を除いて、株式の帳簿価額について相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として認識する必要があります。当社は、ディーカレットホールディングス株式の評価にあたり実質価額を算定しておりますが、当該実質価額の算定には、将来キャッシュ・フローや割引率等の見積りに基づく仮定が含まれます。これらの仮定には、デジタル通貨事業のサービス開始及びサービス開始後におけるデジタル通貨利用者拡大に伴う売上増加を将来キャッシュ・フローの前提となる事業計画において見込んでいること、並びに、デジタル通貨事業は国内企業にとっての新領域であることから、サービスの開始及びサービス開始後の利用者の拡大に対する高い不確実性を当社が評価し、将来キャッシュ・フロー及び割引率の見積りへ反映することを含んでおります。

実質価額を算定した結果、当事業年度末におけるディーカレットホールディングス株式の実質価額は、取得原価の50%以上低下していることから、当社は当該株式の帳簿価額について相当の減額を行い、評価差額4,953,816千円を関係会社株式評価損として計上しました。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響が当社の計算書類に与える影響は限定的であり、重要な影響はないと判断しております。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,438,952千円
短期金銭債務	2,539,156千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（区分表示したものを除く）

売上高	7,211,641千円
仕入高	23,839,333千円
営業取引以外の取引高	65,794千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数

普通株式	3,221,667株
------	------------

7. 資産除去債務に関する注記

- (1) 当社の主要な事務所や自社所有のデータセンターは、賃貸人、土地所有者との間に事務所賃貸借契約、定期借地権契約を締結しており、賃貸期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、定期借地権契約に係る物件に関しては契約期間20年、主要な事務所に関しては現在のオフィス計画等を考慮し本社15年、支社20年と見積り、割引率は当該期間に見合う国債の流通利回りを基準に決定した利率（0.2%～3.0%）を適用して算定しております。

- (3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	713,696千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24,363千円
その他の増加額	12,704千円
期末残高	750,763千円

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	千円
投資有価証券評価損	106,395
役員退職慰労引当金	60,879
退職給付引当金	1,148,374
貸倒引当金	72,525
関係会社株式評価損	2,299,119
電話加入権除却損	47,477
電話加入権評価損	19,094
未払事業税	317,081
売上繰延	234,307
資産除去債務	229,733
減価償却超過額	690,594
株式報酬費用	145,257
その他	405,997
繰延税金資産小計	5,776,832
評価性引当額	△2,929,032
繰延税金資産合計	2,847,800
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,642,068
顧客関係	178,787
固定資産圧縮積立金	120,661
資産除去債務に対応する除去費用	106,217
投資有価証券評価益	85,143
繰延税金負債合計	3,132,876
繰延税金負債の純額	285,076千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	㈱トラストネットワークス	ATM運営事業	直接 80.6%	あり	当社 販売先	資金の借入	2,000,000 (注-①)	関係会社短期借入金	2,000,000
子会社	㈱IJJエンジニアリング	ネットワークシステムの運用監視、カスタマーサポート、コールセンター等	直接 100.0%	あり	当社 販売先及び仕入先	ネットワークシステムの構築及び運用保守に係る仕入	10,339,664 (注-②)	買掛金	56,462
						資金の借入	400,000 (注-①)	関係会社短期借入金	1,156,349 400,000

(2) その他の関係会社の子会社

種類	会社名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
				役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の関係会社の子会社	㈱NTTドコモ	電気通信事業	なし	なし	当社 販売先及び仕入先	モバイルサービスに係る電気通信役務(データ通信料及び通信費等)の受領及び運用保守等	15,490,823 (注-③)	買掛金	263
								未払金	1,533,122
その他の関係会社の子会社	NTT・TCリース㈱	リース業	なし	なし	当社 販売先及びリース資産の購入先	リース資産の購入	1,302,164 (注-④)	リース債務	2,557,675
								未払金	65

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①グループ内資金の有効活用を目的としたものであります。利息については、外部調達金利に基づき決定しております。
- ②案件毎に見積りを入手し、市場価格を参考に決定しております。
- ③データ通信料は、株式会社NTTドコモより「電気通信事業法」及び「第二種指定電気通信設備接続料規則」に基づき算定された単価と通信帯域により決定されます。
- ④取引の都度見積りを入手し、市場価格を参考に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表に注記すべき事項と同一であるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	968円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	128円42銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

当社は、2021年4月1日付で、シンガポールにて主としてシステムインテグレーション事業を営むPTC社の全株式を取得し会社化いたしました。詳細は連結注記表「9. その他の注記」をご参照ください。